

《大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（要旨）》

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 令和8年5月20日（水）<br>13時30分開会～14時40分閉会  |
| 場 所   | 大津市役所 本館4階 第3委員会室  |
| 出席委員  | ①被保険者を代表する委員 野原稔委員、中尾文委員、墨岡勉委員<br><br>②保険医又は保険薬剤師を代表する委員 大村具子委員、植西俊夫委員<br>西村秀明委員<br><br>③公益を代表する委員 結城慶一委員、玉井泰子委員、仲野弘子委員<br><br>④被用者保険等保険者を代表する委員 友部純一委員<br><br>以上10名出席 |
| 傍聴者   | 4名   |
| 事務局職員 | 小野健康福祉部長、大石健康福祉部次長、谷口保険年金課長、松村保険年金課長補佐、大畑保険年金課主幹（収納係長）、近藤保険年金課管理賦課係長、山本保険年金課資格給付係長、水野保険年金課主任、濱田保険年金課主事、藤原健康推進課長、山田健康推進課長補佐、谷仲健康推進課健康支援係長<br>以上12名                      |
| 議事    | （1）令和8年度大津市国民健康保険の保険料率（案）について  |
| 報告事項  | （1）令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計決算見込について  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>お待たせいたしました。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より、大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。</p> <p>開催にあたりまして、健康福祉部長の小野が御挨拶申し上げます。</p>  |
| 部長  | (部長挨拶)   |
| 事務局 | <p>続きまして、本協議会 会長であります結城会長から御挨拶を頂きます。</p> <p>会長、よろしくお願いいたします。</p>   |
| 会長  | (会長挨拶)   |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議を始める前に、令和8年4月1日付けで新たに委員を委嘱させていただいた被用者保険等保険者を代表する委員の友部 純一委員が本日、御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>  |
| 委員  | (友部委員挨拶)   |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、事務局職員に異動がありましたので、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p>  |
| 事務局 | (順次、事務局職員自己紹介)   |
| 事務局 | <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況について、御報告させていただきます。</p> <p>公益代表3名、保険医等代表3名、被保険者代表3名、被用者保険者代表1名、以上合計10名の委員に御出席を賜っております。</p> <p>従いまして、大津市国民健康保険条例施行規則第3条第3項に規定する定足数を満たしておりますので、会議が成立することを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>協議会次第、委員名簿、資料1、資料2となっております。全て揃っているかどうか御確認ください。</p> <p>もし、不足等があれば、挙手をお願いいたします。</p> <p>(確認時間)</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>次に、御発言のある方は挙手していただき、会長からの御指名を受けた後に、御発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>以後の進行につきましては、大津市国民健康保険条例施行規則第3条第2項の規定により、結城会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、結城会長よろしく申し上げます。</p>   |
| 会長  | <p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、当協議会の公開について、委員の皆様と確認をしておきます。当協議会は、議事録を公開といたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>また、本協議会は、「大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、一般公開とさせていただきます。</p> <p>現在、傍聴の希望者がいますので、傍聴を承認することによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(承認)</p>  |
| 会長  | <p>それでは、傍聴者入室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">(傍聴者入場)</p>  |
| 会長  | <p>それでは議題に入ります。</p> <p>これより、次第の3、議事の第1「令和8年度 大津市 国民健康保険の保険料率（案）について」を議題とし、事務局に報告を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p style="text-align: center;">(令和8年度 大津市 国民健康保険の保険料率（案）について説明)</p>  |
| 会長  | <p>ただ今の事務局からの説明に対する御意見、御質問はございませんか。</p>  |
| 委員  | <p>まず、前回申し上げたお願いごとに関しまして御礼申し上げます。</p> <p>一点目ですが、以前マイクを通して発言するいわゆる国会答弁のような形式ではなく、よりリアルタイムで効率的な議論ができる形式への変更を要望いたしました。</p> <p>この要望に対し、マイクの代わりに集音マイクを設置していただきましたこと、誠にありがとうございます。</p> <p>また、資料につきましても、概要やサマリーを掲載していただきたいという要望に御対応いただき、前向きに御検討いただいた上で、実際にお取り組みくださいましたこと、重ねて感謝申し上げます。</p> <p>その上で、令和8年度に保険料率が上がるという点に関して何点か御質問がございま</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>す。</p> <p>まず1点目ですが、ページ6に記載されている予定収納率95%についてです。</p> <p>この95%という数値は、決算の見込値として示されていますが、令和8年度の国民健康保険料を徴収する際に、適用される数値と理解してよろしいでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>先ほど御説明いたしました95%という数値は、保険料算定に際して適用するものです。令和7年度の収納見込みを現時点で95%と見込んでいるため、この数値を採用しております。</p> <p>保険料については全て徴収できるわけではないと想定しておりますので、必要な保険料をこの95%で割り戻すことにより、目標額を徴収できるよう個々の保険料を算定・設定する流れとなっております。</p> <p>この95%という収納率自体は現時点では確定しておりませんが、現時点ではこの数値で算定を行っている状況です。</p>                      |
| 委員  | <p>間もなく6月には保険料率が決定されるかと存じますが、その決定に際しては、先ほど御説明のあった95%という数値が適用されるのでしょうか。</p> <p>それとも、今後の議論次第でこの数値が見直される可能性もございますのでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>この95%という数値は、令和8年度の保険料算定に適用いたします。</p>  |
| 会長  | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p>  |
| 委員  | <p>資料6ページの4財政調整基金等の活用についてです。</p> <p>令和7年度決算剰余見込のうち活用額が1億円で、資料2の2ページに剰余の見込みが約2億2,000万円と記載されていることから剰余金のうち半分程度が使用されるのが一般的であると考えました。</p> <p>つきましては、令和9年度に県で保険料が統一されることから、活用可能額以外の残りの剰余金につきましても、すべて使い切られていると理解してよろしいでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>まず、令和7年度末において財政調整基金に最終的に残る額は約2億4,500万円ございます。この残高につきましては、令和9年度に活用する見込みがございませんので、全額を充当させていただきます。</p> <p>一方、令和7年度の決算剰余金は、歳入と歳出の単純な差額でございますが、この剰余金には、国や県への返還義務が生じるもの等が含まれております。</p> <p>つきましては、これらの部分を除外いたしますと、概ね1億円程度が活用可能な額であると算定いたしました。</p> <p>この1億円を、すべて充当させていただくものでございます。</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | 他に御意見や御質問はございませんか。   |
| 委員  | <p>大津市の国保の財政安定化が重要であることを認識したうえで、被保険者代表として御質問させていただきます。</p> <p>昨今の物価高騰は、特に経営所得者の皆様をはじめ、多くの被保険者の生活を圧迫しております。</p> <p>このような状況下で、今後保険料がさらに高まっていくこと、国民健康保険料にこども・子育て支援金分の拠出が追加されることにつきましては、国民健康保険制度の趣旨に合致するかどうかという懸念を抱いております。</p> <p>先日、銀行を訪れた際、そこで中年の方が仕事はあるものの、原材料が手に入らず仕事が受注できず自分の住宅ローンの支払の猶予を求める相談をされているのを耳にいたしました。</p> <p>このような状況は、一部の市民だけでなく広範囲に及んでいると推察されます。</p> <p>つきましては、市民の皆様の負担軽減に向け、市としてどのようなソフトランディングに対する考えをお持ちなのか、具体策を含めてお聞かせください。</p> <p>また、国保財政全体の健全化を図る上で、医療費の適正化は不可欠であることから、これに対する市の方針について御説明をお願いいたします。</p> <p>最後に、国民健康保険料の収納率についてですが、現在の景気動向を鑑みた場合、今後も現行の収納率目標を維持できるのか、市の見通しと対策についてお伺いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>まず、現在の景気の不安定さに関する御指摘についてでございます。</p> <p>所得が減少された方々につきましては、私どもで所得減少による減免制度を設けております。</p> <p>また、国民健康保険制度の中には、所得の低い方々を対象とした軽減措置も講じております。</p> <p>これらの制度に関して被保険者の方からお問い合わせがあった際には、個別の状況に応じて適切な制度を御案内し、日々情報提供に努めております。</p> <p>次に、収納率について御心配をいただきました95%の目標でございますが、現時点では達成できる見込みでございます。</p> <p>まだ決算が確定しておりませんので、確実なことは申し上げられませんが、概ね目標を達成できるものと見込んでおります。</p>   |
| 会長  | 医療費の適正化についてはいかがでしょうか。  |
| 事務局 | 医療費の適正化につきましては、国民健康保険加入者の皆様の健康増進が重要であると考えております。  |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>そのため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者の皆様には、特定健康診査を積極的に受診いただき、日頃から健康維持に努めていただくよう、引き続き周知啓発に力を入れてまいります。</p>   |
| <p>会長</p>  | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p>   |
| <p>委員</p>  | <p>資料の7ページから9ページにつきまして、いずれも関連する内容ですので、代表して7ページについて御質問させていただきます。</p> <p>まず、前提の確認でございますが、事業費納付金と県へ納める年貢のようなものだと理解しています。</p> <p>また、基礎賦課総額は、大津市が市民から徴収すべき保険料の総額であると認識しています。</p> <p>その上で、資料に注釈がなく、いくつか不明な点がございましたので、詳細な御説明をお願いいたします。</p> <p>一点目は、保険料必要額についてでございます。</p> <p>この資料からは算出根拠が読み取れませんでしたので、どのように算出されたのかお教えいただけますでしょうか。</p> <p>また、資料にございます各市町の個別要因等につきましても、どのデータがどのように反映されているのか、御説明をお願いいたします。</p> <p>二点目は、資料右側の黄色の網掛け部分の数値についてです。</p> <p>資料左側の計算式と照らし合わせますと、例えば均等割額が19,200円と異なっております。</p> <p>これは四捨五入や切り捨てによるものではなく、何が要因でこのような数値となっているのでしょうか。</p> <p>この数式を用いて逆算しますと、総額で約270万円の差異が生じるように見受けられます。</p> <p>これらの詳細について、市民の皆様にも明確に御理解いただけるよう、御説明をお願いできますでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>保険料の算出式について御説明いたします。</p> <p>まず、一点目の御質問でございました保険料必要額の算出についてです。</p> <p>保険料必要額は、御指摘のとおり県が必要とする事業費納付金を基礎とし、そこに各市町村の個別の要因を加味して算出されます。</p> <p>具体的には、財政上必要となる経費と、事業費納付金を軽減するための経費を調整することにより、保険料必要額が導き出される計算式となっております。</p> <p>次に、各市町の個別要因等と申しますのは、先ほど御説明しました各市町村が持つ国民健康保険の基金や剰余金などを活用し、保険料負担を軽減する項目を指しております。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>現在御説明しておりますのは医療費分ですが、この医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、そして子ども・子育て支援金分などを合計しますと、御提示の資料の数値となるように調整しております。</p> <p>全体を各保険料で按分し、各保険料において経費が減額されるよう調整を行っております。最後に、御指摘いただきました、平等割額が単純計算と異なり 19,200 円となっている点、あるいは別の例として、均等割額である 30,941 円が 30,900 円となっている、といった端数の差異についてでございます。</p> <p>これは、月々の保険料を 100 円単位で整理できるように、端数調整を行っているためです。</p> <p>保険料を 100 円単位に収めるために、300 倍で端数処理することによって細かな調整をさせていただいております。</p> <p>御指摘の通り、算出は大変複雑な内容となっており、分かりにくい点が多々あったかと存じます。</p> <p>補足説明が不足しており、誠に申し訳ございませんでした。</p> |
| 委員  | <p>7 ページの記載内容で、特に理解が難しいと感じた点が、平等割である 19,342 円が 19,200 円と表記されている部分でございます。</p> <p>この数値は、先ほど御説明いただきました計算式を用いて算出された結果と理解してよろしいでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>先ほど御説明いたしましたとおり、19,342 円という数値に端数処理を適用いたしました結果、この 19,200 円となっております。</p> <p>もう少し具体的に申し上げますと、12 ヶ月できりの良い数値にする際、端数が出ないように、300 の等倍を基準として算出しております。</p> <p>例えば、19,342 円の場合、これを 300 で除し四捨五入で小数点以下を切り捨てると 64 となります。</p> <p>この 64 に 300 を乗じると 19,200 円となります。</p> <p>少々複雑に感じられるかもしれませんが、このように端数処理を行っております。</p>   |
| 委員  | <p>所得割や均等割についても、今御説明いただいた計算式を使って算出されているということでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>例えば、均等割の計算について御説明いたしますと、30,941 円を 300 で除し、小数点以下を切り捨てると 103 となります。</p> <p>この 103 に 300 を乗じると、30,900 円となります。</p> <p>一方、所得割の算出に関しましては、小数点以下第 4 位を四捨五入し、7.1%としております。</p> <p>説明が少々複雑で恐縮ですが、御理解いただけますと幸いです。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | <p>では、黄色の網掛け部分にある保険料率を適用して計算すれば、基礎賦課総額となる、という認識で相違ないでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>計算の性質上、どうしても端数が発生いたしますため、算出される数値が常にぴったりと一致することはありません。</p> <p>加えて、被保険者の増減や所得見込みの変動なども生じることから、基礎賦課総額と最終的に徴収させていただく金額は別になります。</p> <p>基礎賦課総額を徴収するため、このような算定方法を採用しておりますが、端数処理の影響や、年度内の様々な変動要因により、算出された金額が最終的な徴収額と完全に一致しない場合がございます。</p>  |
| 会長  | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p>   |
| 委員  | <p>資料 10 ページの保険料の推移について御質問です。</p> <p>グラフからは、固定費である均等割が令和 6 年度から着実に上昇していることが見て取れます。</p> <p>均等割のような固定費が上昇することは、収入の少ない方々に大きな影響を与えるものと認識しております。</p> <p>つきましては、先ほど御説明いただいた計算式とは別に、大津市として、この均等割の割合についてどのような考え方や調整方針をお持ちなのか、お聞かせいただけますでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>先ほどの御質問は、均等割額が上昇している点と、その算定方法および基本的な考え方についてであると考えております。</p> <p>まず、本市の条例におきまして、基礎賦課総額の配分方法が定められております。</p> <p>具体的には、所得割に 50%、均等割に 35%、平等割に 15%をそれぞれ割り当てております。</p> <p>これらの額も、総所得額、加入者数、世帯数で割り戻すことにより保険料を算出する仕組みとなっております。</p> <p>大津市としましては、条例で定められておりますので、均等割や所得割の配分比率を意図的に調整したりすることはございません。</p> <p>御指摘の均等割額の上昇に関しましては、被保険者数の減少に伴い、一人当たりの負担額が相対的に増加していることが主な要因であると推察いたします。</p> |
| 委員  | <p>今御説明いただいた内容としては、所得割、均等割、平等割それぞれの配分が条例で決まっており、そのうち均等割は、国民健康保険の加入者に応じて賦課されるものであるため、国民健康保険の被保険者数の減少により、均等割額が相対的に高くなるという</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>理解で合っていますでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>おっしゃる通りでございます。</p> <p>均等割の配分比率は条例で定められており、被保険者の減少に伴い、お一人あたりの均等割額が上昇しているという御認識は、まさにその通りでございます。</p> <p>なお、医療費の増大もまた、お一人あたりの保険料額が上昇する要因の一つであることは事実でございます。</p> <p>しかしながら、均等割の算定については、定められた賦課総額の35%を被保険者数で割るという、基本的な計算に基づいております。</p> |
| 会長  | <p>保険料の決定通知書について一点御質問がございます。</p> <p>今日のNHKのニュースで、サラリーマンの方の給与明細に子ども・子育て支援金という項目が新たに設けられるというお話がありました。</p> <p>国民健康保険に御加入の場合は、決定通知書に明示されるということでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>国民健康保険料の額を決定した際には、加入者の皆様へ保険料決定通知書を送付させていただきます。</p> <p>この決定通知書につきましては、これまで基礎分、後期高齢者支援金分、介護分として保険料の内訳を記載しておりました。</p> <p>今後はこれに加え、子ども・子育て支援金分が新たな項目として追加され、それぞれの内訳を明記した形でお届けすることとなります。</p>   |
| 会長  | <p>明細として通知書に記載されるので、新制度によって保険料が上がっているということが分かるということですね。</p>  |
| 事務局 | <p>丁寧に見ていただければ、分かっていたかと思えます。</p>   |
| 会長  | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p>  |
| 委員  | <p>資料について改善していただいたように、通知書にもそういった新制度等に対する注釈を加えていただけますと、より一層分かりやすくなると存じます。</p>   |
| 会長  | <p>新たに追加される項目に関する御説明は、通知書や別紙にて御案内されるのでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>今お話をいただいておりますのは、一人一人にお送りする通知文に説明等を記載するのかという御質問でよろしいでしょうか。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | <p>単に明細に子ども・子育て支援金分として金額が突然記載されただけでは、それが何を意味するのか、戸惑われる市民の方もいらっしゃるかと存じます。</p> <p>そういった方々のために何か工夫はされているのでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>決定通知書につきましては、書面のスペースに限りがございますため、子ども・子育て支援金に関する詳細な説明を全て記載することは困難でございます。</p> <p>しかしながら、決定通知書と併せて、毎年パンフレットをお送りさせていただいております。</p> <p>今年度は、子ども・子育て支援金分の導入に伴い、パンフレットを大幅に改訂いたしました。</p> <p>そちらのパンフレットには、制度に関する説明を一部盛り込んでおります。</p> <p>ただ、本制度は内容が複雑でございますため、個々の方々におかれましては、このパンフレットの説明のみで十分と感じていただけるか、御判断が分かれる部分もあろうかと存じます。</p> <p>もし、そういった御意見や御要望がございましたら、パンフレットは毎年度改訂を行っておりますので、今後の改善の参考にさせていただきたく存じます。</p> |
| 委員  | <p>資料 10 ページについて御質問がございます。</p> <p>保険料の主な負担者は退職者が多いと存じておりますが、お子様がいらっしゃる世帯の場合は少し保険料が下がるなど負担が軽減されるような仕組みは設けられているのでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>まず、子ども・子育て支援金分におきましては、お子様をお持ちの世帯における保険料率に関してですが、18歳未満の高校生世代までは均等割の適用がございません。</p> <p>ただ確かに、18歳以上の方については均等割が適用され、世帯全体に対しては平等割と所得割が課せられます。</p> <p>一方で、この支援金によって集められた財源は、保育や給付等の子育て世帯を支援するための大切な資金となります。</p> <p>したがって、集められた保険料は子育て世帯のために使われますので、この制度は単に保険料の負担として捉えるのではなく、社会保障制度全体の中で総合的に御判断いただければと存じます。</p>   |
| 委員  | <p>まず、資料の 10 ページについて、引き続き御質問させていただきます。</p> <p>視覚的には、グラフで示していただいたおかげで、以前よりも分かりやすくなったと感じております。ありがとうございます。</p> <p>ただ、前回の御説明でケース③の世帯がボリュームゾーンであるとお伺いしましたので、グラフではケース①ではなく、そのケース③を提示していただけると、より理解が深まったかと思えます。</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>次に 11 ページの資料ですが、この表だけでは内容を直感的に把握しにくいと感じました。</p> <p>つきましては、グラフ化するなど、視覚的に分かりやすい表現に工夫していただくことで、現状がより明確に伝わるのではないのでしょうか。</p> <p>技術的な御提案となり恐縮ですが、御検討いただけますと幸いです。</p> <p>次に、会議の冒頭で、令和 9 年度から県内で保険料率が統一されるとの御説明がありましたが、これに関連して、大津市の保険料率が他の市町村と比較して高いのか低いのかという点が非常に気になります。</p> <p>例えば草津市など近隣の市町村などの保険料率と比較した資料があれば、現在の状況をより分かりやすく把握できます。</p> <p>これにより、私たち市民が資料を見た際に、大津市の保険料率が相対的に高いのか低いのかを視覚的に理解しやすくなると考えます。</p> <p>是非、御検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>事務局</p> <p>まず、1 点目に御指摘いただいた、ケース③の比較対照やグラフ化するという御提案についてです。</p> <p>それも有効な方法の一つとは存じます。</p> <p>しかしながら、これまで所得 250 万円、夫婦と子ども 1 人の世帯をモデルケースとして提示してきた経緯がございます。</p> <p>このモデルケースは、市民の皆様にとって最も馴染み深いものであると考えております。</p> <p>ただし、一方で、前回ボリュームゾーンとして挙げさせていただいた、所得がほとんどない単身世帯の方々についても、どのような形で情報を提示できるか、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>まず、2 点目のスライド 11 における保険料率の推移についてです。</p> <p>グラフにさせていただいた方が、より視覚的に分かりやすくなると存じますので、次回以降、そのように対応させていただきます。</p> <p>次に 3 点目、現在の保険料率について、大津市が他の市町と比較してどうかという点ですが、県からは比較に関する資料をいただいております。</p> <p>具体的な金額は現在手元に資料がないため申し上げられませんが、県内では大津市の保険料率が比較的高水準であるという現状がございます。</p> <p>詳細な情報が分かる資料が用意できましたら、改めて提示させていただきます。</p> <p>ただ令和 9 年度に県内保険料が統一されますので、大津市においては保険料率の大きな変動が比較的少ないと見込まれますが、最終的な保険料率は、県が示す基準によって変動すると推測されます。</p> <p>委員</p> <p>保険料率の統一化について確認させてください。</p> <p>これは、各県内で保険料率が統一され、今後は市町村ごとの個別の保険料率ではなく</p> |
|--|---|

|     |   |
|-----|---|
|     | なる、という理解でよろしいでしょうか。   |
| 事務局 | <p>保険料率の統一化についてですが、大阪府と奈良県では、令和6年度にすでに県内統一化が完了しております。</p> <p>具体的な保険料率については現在把握しておりませんが、このように先行して統一化を進めている県もございます。</p>   |
| 委員  | この統一化は国としての方針なのでしょうか。   |
| 事務局 | <p>まず、制度の成り立ちから御説明しますと、平成28年までは市町村が保険者であり、それぞれが保険料を決定していました。</p> <p>そのため、市町村ごとに保険料の施策が異なり、保険料にばらつきが生じていました。しかし、この状況を是正するため、平成28年に都道府県が保険者となり、保険料を決定する立場となりました。</p> <p>これに伴い、保険料の統一化を目指す動きが全国的に始まりました。</p> <p>ただし、その進捗には差があり、先ほど申し上げた大阪府や奈良県ではすでに統一化が完了していますが、他の多くの都道府県ではまだ実施されていません。</p> <p>滋賀県も、できるだけ早期に統一化を達成したいと考えております。</p> <p>先日、厚生労働省から統一化を実現するビジョンを各都道府県が示すようにという通知が期限とともに届きました。</p> <p>このように統一化は国の方針として進められているものでございます。</p> |
| 会長  | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>   |
| 会長  | <p>無いようですので、本議題については、御承認いただいたものとするに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| 会長  | <p>ありがとうございます。</p> <p>御異議がないようですので、御承認を得たものとして処理いたします。</p> <p>次に、次第の4、報告事項の第1「令和7年度 大津市 国民健康保険 事業特別会計決算見込について」を議題とし、事務局に報告を求めます。</p>  |
| 事務局 | (令和7年度 大津市 国民健康保険 事業特別会計決算見込について説明)   |

|     |   |
|-----|---|
| 会長  | ただ今の事務局からの説明に対する御意見、御質問はございませんか。  |
| 委員  | 先ほど御説明いただいたかと思いますが、剰余金や財政調整基金については、全て活用するという理解でよろしいでしょうか。<br>また、今回大津市単体の特別会計についての収支をお示しいただきましたが、こちらの特別会計は最終的に県の特別会計に一括される形になるのか、その点も合わせて教えていただけますでしょうか。   |
| 事務局 | まず国保会計の主体が誰なのかというお話でございます。<br>先ほど県全体のものとなるのかどうかというお話でしたが、これはあくまで大津市単独のものでして、県は県で、別途特別会計を設けています。   |
| 委員  | 今年度までの状況は理解できました。<br>お伺いしたいのは、来年度以降はどのように変わるのかという点です。   |
| 事務局 | 来年度以降も、大津市は引き続き独自の会計を管理いたします。<br>そのため、大津市は大津市としての特別会計を持ち、県も引き続き独自の特別会計を持つこととなります。   |
| 委員  | 剰余金や財政調整基金の活用についてはいかがでしょうか。   |
| 事務局 | 令和7年度の財政調整基金については、先ほどお話しした通り、約9,600万円を令和7年度の保険料軽減に充当しました。<br>残る部分については、令和8年度のために全額活用する見込みです。<br>次に、剰余金についてです。<br>先ほど約2億円が剰余金として算出されたと申し上げましたが、このうち、国や県などへの返還金等が諸々発生するため、約1億2,000万円は返還に充てる必要がございます。<br>返還金の額はまだ確定しておりませんが、一定額は発生いたしますので、その分を差し引いた上で、活用可能な約1億円を令和8年度の保険料の減額に充当する方針です。 |
| 委員  | そうしますと、今回の剰余金は、県の特別会計と合算されるのではなく、大津市自身が特別会計として保有し、管理するという理解でよろしいでしょうか。  |
| 事務局 | 御指摘の点は、令和8年度の決算時に発生する剰余金についてですね。<br>この剰余金は、あくまで大津市の会計における剰余金であり、大津市が保有するものです。<br>しかしながら、保険料率が統一された場合には、徴収された保険料額について、県に   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>おいて精算制度の導入が現在検討されています。</p> <p>これは県内市町村を対象とした精算制度で、想定よりも多くの保険料が集まった場合に、県が精算を行うことで、徴収額を調整する方法について現在議論を進めているところです。</p>   |
| 会長  | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>  |
| 会長  | <p>無いようですので、本報告については終了といたします。</p> <p>他に全体を通じて御意見や御質問はございませんか。</p>  |
| 委員  | <p>次回以降お願いしたいことがございます。</p> <p>現在、資料は紙ベースで御提供いただいております。</p> <p>私を含め、A Iを活用して資料を分析し、自身の見解をまとめる方もいらっしゃるかと思いますが、紙資料をスキャンしてデータ化する際、A Iの文字認識精度にばらつきがあり、多くの手間が生じています。</p> <p>デジタルデータで提供いただければ、このような作業の手間が大幅に軽減され、参加者全員の負担が軽くなると存じます。</p> <p>つきましては、次回以降、大津市のファイル交換システム等からダウンロードできるような形で、デジタルデータでの資料配布をぜひ御検討いただきたいと存じます。</p> |
| 事務局 | <p>御要望として承りました。</p> <p>具体的な提供方法や進め方については、今後検討させていただきます。</p>  |
| 委員  | <p>デジタルデータでの資料共有においては、情報セキュリティの確保が非常に重要であると考えます。</p> <p>例えば、PDFなどの形式で共有されたデータがクラウド上に保存されることで、会議前に情報が漏洩してしまうといった懸念もございます。</p> <p>A Iによるデータ解析が進む中で、このような情報漏洩はより深刻な問題となりかねませんので、セキュリティには十分な配慮が必要だと考えます。</p>   |
| 事務局 | <p>その点につきましても、十分に配慮して検討を進めてまいります。</p>  |
| 会長  | <p>他に御意見や御質問はございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | 無ければ、以上をもちまして、本日の議事は終了とし、進行を事務局に戻します。  |
| 事務局 | <p>会長におかれましては、進行をいただきありがとうございました。</p> <p>また、委員各位には、議事の円滑な進行に御理解・御協力をいただきありがとうございました。</p> <p>次回の本協議会は、10月頃の開催を予定しておりますので、御出席賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして、会議を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> |